

建設通信

2007.6.18

報酬基準見直しを

改正建築士法で自民要望

日事連

自民党的建築設計議員連盟（会長・額賀福志郎衆院議員）は15日、東京・永田町の党本部で総会を開き、日本建築士事務所協会連合会（日事連、三栖邦博会長）から改正建築士法についての要望を受けた。

日事連は、改正建築士法の実効性を確保するため、▽適正な業務報酬基準の見直し▽事務所登録機関の事務所協会への指定▽法改正内容の国民への周知徹底――の3点を

要望した。
業務報酬基準の見直しでは、設計業務の高度化への対応や実効性の向上とともに、継続的、定期的な見直しの必要性を強調した。三栖会長は「C

た。

II-1面参照

Aなど導入による業務の高度化とともに、施工からの要請も高度化しており、適正な見直しが必要になっていると述べ、標準外業務も含めた見直しを求めた。

また、国民への周知徹底については、「業界団体だけでは限界があり、国主導の施策が必要」であることを強く訴えた。

これらの要望を受け、額賀会長は「改正法の施行に当たっては現場が大

事。現場に沿って法律を変えていくのがわれわれの仕事だ。二一ヶを踏まえて国土交通省と調整を図つていきた」と述べた。

国土交通省は、耐震強度偽装事件を踏まえた設計業務報酬の見直しで、現行の旧建設省告示1206号に、設計対象の調査といつた標準外業務の見直しを可能に盛り込む方針を固めた。敷地の立地条件調査などは、告示に具体的な基準が示さ

していく。
設計対象となる建築物に適応する敷地選定に当たつての調査、各種法令手続きのための技術資料の作成、周辺住民に対する説明会の立ち合いなどを付加するなどの調整が必要」という明記があるもの、業務に応じた具体的な業務人・日数は示されおらず、設計者が適正な報酬を得られないなどの問題が生じている。

同省は、業務報酬基準の見直しに当たって、可能な限り標準外業務の業務人・日数を告示に盛り込みたいと考えだが、業務

によっては必要人数や日数を標準化していくものもあるため、「現時点でここまで取り込めるかは分からぬ」（住宅局建築指導課）としている。15日に開かれた自民党建築設計議員連盟の総会で、国土交通省の神正剛住宅局長は「標準外業務を告示に取り込む方向で検討を進める」と述べ、告示と通知を一本化する考え方を示した。

II-14面
II-14面

標準外と告示一本化

旧建設省告示1206号 設計報酬に適正基準

た。同省は標準外業務と告示を一本化することでこれらの問題を解決し、より適正で使いやすい業

務報酬基準の構築を目指す